

## 第8 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

平成29年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分  
なし

イ 市町村等からの受託分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1						1	1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		1	1						1	1	0

※ ( ) 内は要求事項の内訳数。

(2) 完結事案一覧表

ア 県分  
なし

イ 委託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
平成29(措)第1号	市町村職員	市町村長	手当の支給	平成30年1月24日	要求棄却

## 2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

平成29年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

### (1) 係属状況

#### ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打ち切り	判 定				計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	分限免職											
懲戒処分	戒告											
	減給											
	停職		1	1								1
	懲戒免職		1	1								1
転任												
その他												
計		2	2									2
再 審												0

イ 委託分  
なし

### (2) 完結事案一覧表

ア 県分  
なし

イ 委託分  
なし

## 3 公平審査関係規則等の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された公平審査関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

### ○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 6	第9号	30. 3. 6	○ 手続規定として不足する内容を補い、制度利用者の利便性向上に資するため、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和33年福島県人事委員会規則第10号）の全部を改正した。

### ○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 20	第11号	30. 3. 20	○ 代理人の権限として、当事者へすべき通知等は代理人にすれば足りる旨を規定した他、勤務条件に関する措置の要求に関する規則の全部改正に伴い、公平審査制度の手続体系としての充実を図るための所要の改正を行った。